

平成 31 年 1 月 4 日
(2019 年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様
市内指定介護予防支援事業所 管理者様
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者様
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者様
市内指定予防専門型通所サービス事業所 管理者様

西宮市福祉のまちづくり課長

総合事業におけるサービスコードの増設について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市においては、障害福祉サービスの事業所が介護保険の共生型サービスの指定を受けてサービス提供される場合に、要支援者及び事業対象者へもサービスを提供できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業において、共生型のサービスを新設しました（詳しくは次頁をご覧ください）。これに伴い、サービスコードを増設しましたのでお知らせします。

サービスコードの増設に伴い、サービスコードマスタを更新していますが、既存のサービスについては変更しておりませんので、平成 30 年 10 月 1 日の報酬改定時にサービスコードマスタを取り込まれていれば、今回は特に取り込まなくても影響はありません。

なお、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所におかれましては、利用されるサービス事業所に共生型の指定事業所が含まれる場合にサービスコードマスタの取り込みが必要となります（現時点では本市において共生型の指定事業所は存在しません）。現時点で取り込んでいただいても、必要時に取り込んでいただいても構いません。

記

○増設したサービスコード

共生型予防専門型訪問サービス・・・A 2 に追加
共生型予防専門型通所サービス・・・A 6 と A 7 に追加

○変更のないサービスコード

予防専門型訪問サービス
家事援助限定型訪問サービス
予防専門型通所サービス
介護予防ケアマネジメント

○サービスコードマスタの取り込み方法

本市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.nishi.or.jp/jigyosha_joho/kaigo_jigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html

以 上

<問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

西宮市 福祉のまちづくり課 総合事業推進チーム

電 話：0798-35-3135

共生型サービスの新設について

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する方策の一つとして、指定障害福祉サービス事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準に平成30年4月から特例が設けられ、それぞれのサービスに共生型サービスが新設されています。

これは、障害福祉制度における指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険制度においても共生型サービスの指定を受けられるものとして基準を設定し、障害のある人が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用されてきた事業所を継続して利用しやすくすることなどを目的として創設されたものです。

ただし、要支援者を対象とした訪問介護と通所介護については、市町村事業である総合事業に移行されているため、国は基準や報酬を定めていません。

この度、要支援者及び事業対象者を対象とした訪問介護と通所介護について、西宮市の総合事業において新たな基準緩和型のサービスとして、「共生型予防専門型訪問サービス」及び「共生型予防専門型通所サービス」を新設しました。

これらのサービスは、障害福祉サービス事業所が必要に応じて指定を受け、実施するサービスです。既に予防専門型訪問サービスや予防専門型通所サービスの指定を受けている介護保険サービス事業所は、新たに手続きを行う必要はありません。

【共生型のサービスについて】

サービス	要介護者対象のサービス	要支援者対象のサービス
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	国が「共生型訪問介護」を平成30年4月に新設	国では該当するサービスは「なし」 ⇒左記に準じて市が「共生型予防専門型訪問サービス」として新設
通所介護 (デイサービス)	国が「共生型通所介護(※)」を平成30年4月に新設	国では該当するサービスは「なし」 ⇒左記に準じて市が「共生型予防専門型通所サービス」として新設
短期入所生活介護 (ショートステイ)	国が「共生型短期入所生活介護」を平成30年4月に新設	国が「共生型介護予防短期入所生活介護」を平成30年4月に新設

※地域密着型通所介護を含む